

## 宮崎市スポーツランド推進課所管の社会体育施設における 無人航空機（ドローン等）の飛行に関する許可基準

宮崎市の都市公園内における無人航空機（航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（100g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除く。）以下「ドローン等」という。）の飛行は、宮崎市都市公園条例（令和元年9月19日条例第74号。以下「条例」という。）第4条第1項第8号の「騒音又は大声を発する等他人の迷惑になる行為をすること」に該当するおそれがあるため、原則禁止されているが、宮崎市スポーツランド推進課が所管する社会体育施設（施設の専用使用が可能な屋外有料施設（以下「施設」という。）のみ。）において、下記の許可基準を満たすものについては、飛行を認めることができるものとする。

については、宮崎市スポーツランド推進課が所管する施設におけるドローン等の飛行に関し、下記のとおり許可基準を定める。

### 記

#### 1 対象施設

この基準に定めるスポーツランド推進課が所管する施設は、次表のとおりとする。

都市公園	宮崎市生目の杜運動公園	アイビースタジアム、第2野球場、多目的グラウンドA、多目的グラウンドB、陸上競技場
	宮崎市久峰総合公園	野球場、陸上競技場
	宮崎市田野運動公園	多目的広場、野球場
	宮崎市天ヶ城公園	野球場
	宮崎市清武総合運動公園	SOKKEN スタジアム、第2野球場、多目的グラウンド、多目的広場
運動広場	宮崎市佐土原西運動広場	多目的グラウンド
	宮崎市サンスポーツランド高岡	多目的グラウンド

#### 2 許可対象

都市公園内の施設におけるドローン等の飛行は、条例第2条第1項各号に掲げる行為に該当するもので、公衆の施設の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可することができる。

- (1) 行商その他これに類する行為をするため行うもの
- (2) 業として写真又は映画を撮影するために行うもの
- (3) 興行を行うために行うもの
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために行うもの

#### 3 許可条件

- (1) 施設の専用使用（全面使用）の許可を得ること
- (2) 航空法の飛行許可又は承認を得ていること

※施設におけるドローン等の飛行は、人又は物件と30メートル以上の距離を確保できないため、全て特定飛行（国土交通大臣の許可や承認が必要となる空域及び方法での飛行）とみなします。

(3) 施設利用者の安全を確保するため、以下の対策を講じていること

ア 国土交通省航空局標準マニュアル②に記載がある諸事項を遵守すること

イ ドローン等の飛行区域（離発着場からの移動飛行も含む。）を特定し、第三者の立ち入りを制限するために必要な措置を講じること

ウ 事故等が発生した場合に、許可を受けた者の責任において対応できるよう、対人及び対物保険に加入すること

エ ドローン等の飛行区域、離発着場の設置箇所及びドローン等の飛行時間については、公衆の施設の利用に大きな支障を及ぼさないことを前提に、ドローン等の飛行の目的に必要な最小限の範囲とし、市又は指定管理者との協議により決定すること

オ その他、市及び指定管理者が指示した事項に従うこと

### 3 許可申請

施設においてドローン等の飛行を行う者は、市に事前相談の上、使用日の20日前までに以下の様式により許可申請を行わなければならない。

(1) 様式第1号 無人航空機（ドローン等）に関する利用申出書

(2) 様式第2号 無人航空機（ドローン等）に関する飛行計画書

(3) 様式第3号 無人航空機（ドローン等）の安全対策チェックリスト

都市公園において許可申請を行う場合は、上記に併せて条例第2条に基づき公園内行為許可申請書を提出すること

### 4 原状回復

施設においてドローン等の飛行を行う者は、その飛行を終了したときは、直ちに自己の負担で設備又は機器を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

### 5 損害賠償

施設においてドローン等の飛行を行う者は、他人及び施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ドローン等の飛行により生じた損害について、市は、一切の責任を負わないものとする。

### 6 その他

大規模な災害が発生した場合等、緊急時における飛行で、市長が特別に認める場合は、この許可基準の限りではない。

## 附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。